

～平成30年4月から発生する有期雇用労働者の労働契約法に基づく～

無期転換申込権と

政府の

「働き方改革」にどう対応するのか

キャリアアップ助成金の活用セミナー

◎無期転換申込権とは？

- 労働契約法の改正により、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールです。
- 無期転換制度の仕組みと対策方法を知り、早めの準備が大切です。

◎キャリアアップ助成金とは？

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(以下「有期契約労働者等」という)の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

◆日時 平成29年 **11月17日(金)**
午後1時30分～3時30分(2時間) 質疑応答含む

◆場所 東近江市商工会 (市役所湖東支所内)
〒527-0113
東近江市池庄町505
(0749) 45-5077

◆講師 社会保険労務士 岩井事務所 所長 岩井由紀子氏
◆受講料 会員 無料 / 非会員 2,000円
◆申込み FAX (0749) 45-5088 にてお申し込みください

◆締切 平成29年11月10日(金) (先着30名)

◆問合せ 東近江市商工会
TEL : (0749) 45-5077 FAX : (0749) 45-5088
e-mail : higashiomi-shoko@e-omi.ne.jp



《無期転換申込権とキャリアアップ助成金の活用セミナー》

ふりがな		TEL:	
受講者名		FAX:	
事業所名		住所	

※お申込み頂きました個人情報に関しましては、本講習会事業以外の目的での使用はしません。